

## リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針（山梨県）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）の類型の当てはめは、次の方針により行うこととする。

### 第1 類型の当てはめをする地域

新幹線の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内であって、次の地域とする。

#### 1 I類型を当てはめる地域

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100条）に基づく用途地域（以下、「用途地域」という。）が定められている地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 用途地域が定められていない地域であって、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「規制地域」という。）のうち、次に掲げる区域<sup>\*</sup>、但し、第2に掲げる地域を除く
  - (ア) 第1種区域
  - (イ) 第2種区域

#### 2 II類型を当てはめる地域

- (1) 用途地域が定められている地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- (2) 用途地域が定められていない地域であって、規制地域のうち、次に掲げる区域<sup>\*</sup>、但し、第2に掲げる地域を除く
  - (ア) 第3種区域
  - (イ) 第4種区域

### 第2 第1の地域のうち類型の当てはめをしない地域

- 1 トンネル区間（トンネルの出入口から中央部方向150mの区間は除く）
- 2 河川法第6条第1項に定める河川区域
- 3 規制地域のうち、緩衝帯として設けられている区域または未規制の地域に連続し、住居が存在しない農用地等で、当該自治体の長の意見を踏まえ、通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域

#### ※規制地域における区域

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条の規定により定められた規制基準の区域区分をいう。